

道州制特別区域基本方針の一部変更について【変更概要】

1 政府が講ずべき措置の期間延長

計画期間満了時の評価・制度の検討を踏まえ、計画期間については、「19～32年度」に延長するため、該当部分を変更（本文の3（2））。

2 北海道からの第6次提案への対応

別表3への項目の追加（その他提案の趣旨を実現するための措置）

番号	措置の名称	措置の内容（概要）
14	構造方法等の認定に関する通知の発出	建築基準法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付を可能とする旨を、平成27年度中のできるだけ早期に通知する。

3 その他

- ・ 内閣官房・内閣府見直し法の成立（27年9月）に伴い事務の担当を内閣官房から内閣府に変更するため、該当部分を変更（本文の2（2）及び3（2））。
- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の制定に伴い、全国展開され、道州制特区法から削除された措置に係る項目を削除（別表1の1、4の一部、5及び6）。
- ・ 措置の進捗を踏まえた変更（別表2の7及び9、別表3の11から13まで）。
- ・ その他法律の改正等に伴う所要の措置（本文の3（1）、別表1の2、3、7）。